

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月19日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社アシックス
【届出者の住所又は所在地】	神戸市中央区港島中町七丁目1番1
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	078-303-6830
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 橋本 幸亮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アシックス (神戸市中央区港島中町七丁目1番1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アシックスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、アシックス商事株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。
- (注11) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月7日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書面である平成25年11月7日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成25年11月7日付公開買付開始公告

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,855
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(d)	44,590
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)	6,834
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	81,439
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	42.80
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,485,573株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等(但し、山陰アシックス工業株式会社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(g)」(但し、山陰アシックス工業株式会社の所有株券等に係る議決権の数(2,000個)を除きます。)を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)」は、第60期第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(8,842,636株)から当該四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(698,063株)を控除した株式数(8,144,573株)に係る議決権の数である81,445個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,855
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(d)	44,590
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)	6,916
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)	81,439
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	42.80
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,485,573株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付け予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等(但し、山陰アシックス工業株式会社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(g)」(但し、山陰アシックス工業株式会社の所有株券等に係る議決権の数(2,000個)を除きます。)を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日現在)(個)(j)」は、第60期第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第60期第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(8,842,636株)から当該四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(698,063株)を控除した株式数(8,144,573株)に係る議決権の数である81,445個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,522 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	51,522		
所有株券等の合計数	51,522		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式698,063株(所有株式割合7.89%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する議決権の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数98個を含めております。但し、かかる議決権の数は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(訂正後)

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,564 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	51,564		
所有株券等の合計数	51,564		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式698,063株(所有株式割合7.89%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する議決権の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数58個を含めております。但し、かかる議決権の数は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,932 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6,932		
所有株券等の合計数	6,932		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式698,063株(所有株式割合7.89%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する議決権の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数98個を含めております。但し、かかる議決権の数は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(訂正後)

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,974 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6,974		
所有株券等の合計数	6,974		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式698,063株(所有株式割合7.89%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する議決権の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数58個を含めております。但し、かかる議決権の数は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

<前略>

(平成25年11月7日現在)

氏名又は名称	原 高啓
住所又は所在地	中国江蘇省太倉市沙溪鎮香塘村九組(蘇州日愛貿易有限公司所在地)
職業又は事業の内容	蘇州日愛貿易有限公司 董事
連絡先	連絡者 アシックス商事株式会社 管理本部経理部長 大原正博 連絡場所 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号 電話番号 078-795-2000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月7日現在)

氏名又は名称	大原 正博
住所又は所在地	神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号(株式会社ブロードジョイ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ブロードジョイ 監査役
連絡先	連絡者 アシックス商事株式会社 管理本部経理部長 大原正博 連絡場所 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号 電話番号 078-795-2000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

<後略>

(訂正後)

<前略>

(平成25年11月7日現在)

氏名又は名称	原 高啓
住所又は所在地	中国江蘇省太倉市沙溪鎮香塘村九組(蘇州日愛貿易有限公司所在地)
職業又は事業の内容	蘇州日愛貿易有限公司 董事
連絡先	連絡者 アシックス商事株式会社 管理本部経理部長 大原正博 連絡場所 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号 電話番号 078-795-2000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月7日現在)

氏名又は名称	小林 知憲
住所又は所在地	中国江蘇省太倉市沙溪鎮香塘村九組(蘇州日愛貿易有限公司所在地)
職業又は事業の内容	蘇州日愛貿易有限公司 董事
連絡先	連絡者 アシックス商事株式会社 管理本部経理部長 大原正博 連絡場所 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号 電話番号 078-795-2000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月7日現在)

氏名又は名称	大原 正博
住所又は所在地	神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号(株式会社ブロードジョイ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ブロードジョイ 監査役
連絡先	連絡者 アシックス商事株式会社 管理本部経理部長 大原正博 連絡場所 神戸市須磨区弥栄台三丁目5番2号 電話番号 078-795-2000
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

<後略>



【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

広田 延正

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	50 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	50		
所有株券等の合計数	50		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 広田延正氏は小規模所有者に該当いたしますので、広田延正氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

山本 浩

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 山本浩氏は小規模所有者に該当いたしますので、山本浩氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

原 高啓

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	20		
所有株券等の合計数	20		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 原高啓氏は小規模所有者に該当いたしますので、原高啓氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

大原 正博

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	18		
所有株券等の合計数	18		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 大原正博氏は小規模所有者に該当いたしますので、大原正博氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

広田 延正

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	82 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	82		
所有株券等の合計数	82		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(3,241株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数32個を含めております。

山本 浩

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 山本浩氏は小規模所有者に該当いたしますので、山本浩氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(311株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

原 高啓

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	22		
所有株券等の合計数	22		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 原高啓氏は小規模所有者に該当いたしますので、原高啓氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(286株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

小林 知恵

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	3	—	—
所有株券等の合計数	3	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注1) 小林知恵氏は小規模所有者に該当いたしますので、小林知恵氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(350株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

大原 正博

(平成25年11月7日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	20		
所有株券等の合計数	20		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 大原正博氏は小規模所有者に該当いたしますので、大原正博氏の「所有株券等の合計数」は、前記第1「公開買付要項」の5「買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月7日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(212株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

<後略>

## 公開買付届出書の添付書類

平成25年11月7日付公開買付開始公告

### 2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者 54.75% 特別関係者 8.39% 合計 63.14%

(注1) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外されるものが所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計(6,834個)に基づき計算しております。以下(8)において同様です。

(訂正後)

公開買付者 54.75% 特別関係者 8.49% 合計 63.24%

(注1) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外されるものが所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計(6,916個)に基づき計算しております。以下(8)において同様です。